

岳南広域都市計画高度利用地区の変更（富士市決定）

岳南広域都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
高度利用地区 (富士駅北口地区)	約 0.4ha	40／10 以下	20／10 以上	10／10 以下	200 ㎡以上	
高度利用地区 (富士駅南口地区)	約 0.4ha	45／10 以下	20／10 以上	7／10 以下	200 ㎡以上	注 1)
計	約 0.8ha	—	—	—	—	

「位置、区域及び壁面線の制限は計画図表示のとおり」

注 1)ただし、建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2/10 を加えた数値とする。

変更概要

岳南広域都市計画高度利用地区を次のように変更する。

変更後	種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
	高度利用地区 (富士駅北口地区)	約 0.4 ha	<u>40／10 以下</u>	<u>20／10 以上</u>	<u>10／10 以下</u>	200 m ² 以上	
	高度利用地区 (富士駅南口地区)	<u>約 0.4 ha</u>	<u>45／10 以下</u>	<u>20／10 以上</u>	<u>7／10 以下</u>	<u>200 m²以上</u>	注 1)
変更前	種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
	高度利用地区	約 0.4 ha	40／10	20／10	10／10	200 m ² 以上	
	—	—	—	—	—	—	

「位置、区域及び壁面線の制限は計画図表示のとおり」

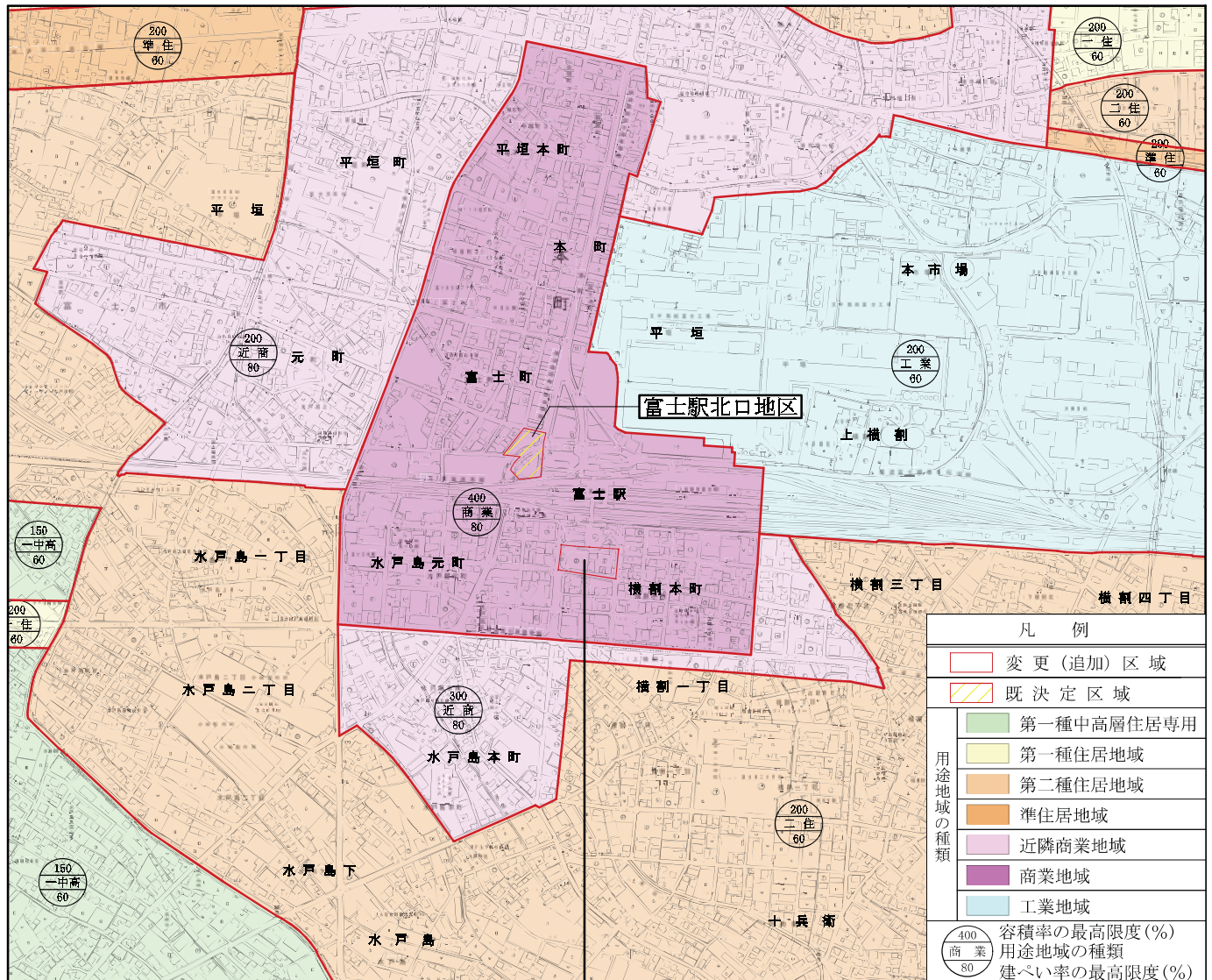
注 1)ただし、建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2/10 を加えた数値とする。

岳南広域都市計画
高度利用地区の変更(富士市決定)
富士駅南口地区

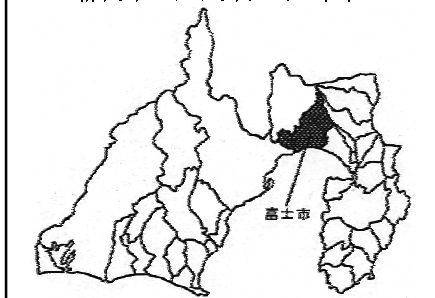
審第1号議案附図

No,1

位置図



静岡県における富士市の位置



変更後:高度利用地区(富士駅南口地区)A=約0.4ha
変更前: 無 指 定 A=約0.4ha

